

大阪市告示第1814号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年12月27日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 鶴見緑地プール 水泳場	令和7年1月2日(木)から 同月5日(日)まで	午前9時から 午後7時まで
	令和7年1月7日(火)から 同月13日(月)まで	
	令和7年1月15日(水)から 同月19日(日)まで	
	令和7年1月21日(火)から 同月26日(日)まで	
	令和7年1月28日(火)から 同月31日(金)まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)